

平成28年4月から

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
差別をなくすことで、障害のある人も無い人も共に

が施行されます

(障害者差別解消法)とは、障害のある人への
生きる社会をつくることを目指しています。

法律のポイント

不当な差別的取扱いをすることを、役所や会社・お店などで禁止されます。

役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。しかし、会社やお店などは、障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。

	役所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	してはいけない 禁止	してはいけない 禁止
合理的配慮	しなければならない 法的義務	するように努力 努力義務

ただし、合理的配慮のために、お金がかかりすぎるなどの問題が起こることもあります。その場合は、他の工夫ややり方を考えることとなります。

障害者差別解消法Q&A

Q1

障害のことで差別されたら、まずどうしたらいいのですか。

A1

市役所に相談を受け付けてくれる窓口があるので、その窓口で相談してください。
そこで解決できない場合は、他の相談窓口を教えてください。

Q2

差別した会社やお店などは、どうなるのですか。

A2

会社やお店などの場合は、障害のある人にどんな対応をしたか役所に報告するように求められたり、差別をしないように注意をされることがあります。

Q3

近所の人から差別的なことを言われました。その人は罰を受けないのでしょうか。

A3

障害者差別解消法が禁止しているのは、役所や会社、お店などによる差別です。この法律は、個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にしていないので、一人ひとりのすることや考えを罰することはありません。

▶問い合わせ 福祉課障害福祉担当(内線266)

障害を理由とする差別とは

障害を理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

【例】

- ・お店に入ろうとしたら、車椅子を利用していることを理由に断られた。
- ・アパートの契約をするときに「私には障害があります」と伝えたと、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。
- ・スポーツクラブや習い事の教室などで、障害があることを理由に入会を断られた。
- ・交通機関を利用したいときにどの乗り物に乗ったらいいのか分からないので職員に聞いたが、分かるように説明してくれなかった。



障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になります

「不当な差別的取扱い」

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車椅子だからといってお店に入れないことなどは、障害の無い人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。

ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮をしないこと」

聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障害のある人に分かりやすく説明しないことは、障害の無い人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないこととなります。

障害のある人が困っているときにその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といえます。障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となります。